

# 埼玉県行政書士会浦和支部 緊急時等業務サポート規程

(総則)

第1条 埼玉県行政書士会浦和支部「緊急時等業務サポート制度」(以下「本制度」という。)については、この規程に定めるところによる。

(本制度の目的)

第2条 本制度は、支部が、以下の者に対し、直面している案件の事務処理を行うことができる会員(以下「サポーター」という。)に関する情報の提供を行うことを目的とする。

- 一 事業継続に支障のある重大なアクシデントが生じた会員(以下「被サポート支部会員」という。)
- 二 緊急に行政書士の助力を必要とし、自力で検索することが困難な市民等(以下「被サポート市民」という。)

(サポーター登録等)

第3条 前条の趣旨及び目的を理解の上、サポーターに登録することを希望する者(自薦、他薦を問わない。以下「登録希望者」という。)は、支部に対して、別途支部が定める登録用紙に必要事項を記入の上、郵送または電子メール等の電磁的な手段により提出するものとする。

2 支部は、前項の登録用紙に記入された内容を確認の上、サポーターとして登録する。ただし、支部は、当該登録希望者に会費の未納、日本行政書士会連合会等が指定する一般倫理研修等の未受講等、サポーターとして登録することについて不適切な事由があると判断した場合には、登録を認めないことができるものとする。

3 支部は、サポーターの情報を支援業種別のリスト(以下「リスト」という。)としてとりまとめ、次条による本制度の適用に際して、被サポート支部会員に開示するものとする。

- 4 支部は、第1項により登録希望者から提供された各種情報及びリストを善良なる管理者の注意をもって管理及び保管するものとする。
- 5 サポーターは、行政書士賠償責任保険を付保するように努めるものとする。
- 6 サポーター及び被サポート支部会員は、行政書士法第12条の秘密を守る義務を順守しなければならない。また、本制度の適用により知り得たリスト及びその他各種情報についても守秘義務を負うものとする。

(被サポート支部会員への情報提供)

第4条 支部会員（配偶者等の親族を含む。）は、当該支部会員に事業継続に支障のある重大なアクシデント事由が発生した場合、支部に対して、別紙1の申請書を支部長宛に提出することにより、本制度の適用を要請することができる。

- 2 支部は、前項の要請があった場合、直ちに事実関係の把握を行い、本制度の適用が妥当と判断した場合には、当該支部会員を被サポート支部会員として認定するとともに、リスト等の情報の開示又は提供を行うものとする。当該被サポート支部会員は、リスト等に基づき、直面している案件の内容及びクライアントの意向等も勘案のうえ、最終的に本制度の適用による事務処理を依頼するサポーターを自己の責任において決定するものとする。
- 3 サポーターが、被サポート支部会員に対して行う具体的業務及び本制度の適用期間等については、クライアントの意向を尊重の上、当事者間で協議して決定するものとし、その合意内容を支部に報告するものとする。この際、支部は、当該当事者に対して、必要な助言をすることができるものとする。
- 4 サポーターは、被サポート支部会員の事前の承諾を得ることなく、本制度の適用による事務処理を第三者に再委託してはならないものとする。
- 5 サポーター及び被サポート支部会員は、本制度の適用期間終了後遅滞なく、別紙2の報告書を連名で支部長宛に提出するものとする。

(会員間の報酬等の調整)

第5条 本制度が適用された場合において、サポーターが被サポート支部会員から受領できる報酬額は、サポーターが事務処理に携わった案件につき、当該被サポート支部会員とクライアントとの間の契約金額（消費税を含む。）の50%を上限とし、支払方法等を含め、当事者間で信義誠実の原則に基づき協議して決定するものとする。ただし、被サポート支部会員からの申し出により報酬額がこれを超える場合は、この限りではない。

2 サポーターは、本制度の適用期間中及び適用期間終了後においては、前項のクライアントに対して、被サポート支部会員の事前の承諾を得ることなく、積極的かつ直接的な接触や営業活動を行ってはならないものとする。

(被サポート市民への対応)

第6条 支部は、被サポート市民から緊急の要請があった場合には、必要に応じて、リストから適任と判断したサポーターに対し、事案の概要を説明し、当該サポーターの受任意思を確認した上で、以下の情報を提供することができる。ただし、この場合の情報提供については、第4条及び第5条の規定は適用されないものとする。

一 本会に問い合わせのあった案件に関する情報。

二 支部に問い合わせのあった案件に関する情報。

三 その他支部が必要と判断した情報。

2 前項の情報提供が行われたサポーターは、当該案件に対して、行政書士法を遵守し、誠実に対応するものとする。また、支部は、当該サポーターに対し、いつでも当該案件の事務処理の結果について報告を求めることができるものとし、当該サポーターはこれに支部の定める方法により応ずるものとする。

3 支部は、年度毎に本条の運用状況について取りまとめ、理事会に報告するものとする。

(免責事項)

第7条 支部は、以下の事由が発生した場合、一切の責任を負わないものとする。

一 サポーター及び被サポート支部会員若しくは被サポート市民間における事実上又は法律上の紛争。

二 サポーター及び被サポート支部会員が、クライアント又は第三者に負う損害賠償義務。

三 本制度の適用期間中において、サポーター及び被サポート支部会員に新たに発生した病気及びけが等。

四 その他前各号に準ずる事由。

(規約の変更)

第8条 この規程に定めのない本制度の運用上の事項については、支部規則によるほか、第2条の本制度の目的に鑑み、正副支部長会により都度決定するものとする。

2 支部は、必要に応じて、理事会の承認を得た上で、この規程を変更できるものとし、変更した場合、支部ホームページ (<https://urawa-gyosei.com/>) 等で告知するものとする。

3 前項の変更は、理事会の承認を得た時点より効力が生じるものとする。

附 則

この規程は、令和2年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月13日から施行する。